

那覇港輸出貨物増大促進事業（船社対象）公募要項等に係る質問への回答

番号	資料名称	頁	項目			質問内容	回答
			大項目	中項目	小項目		
1	公募要項	P.1	4. 支援対象	A	②	<p>「那覇港に寄港している航路の再編により、他港を経由せずに那覇港と新たな寄港地を直接結ぶ国際航路の開設」について、「国際航路の開設」の定義をご教示願います。</p>	<p>「新規の国際航路」については、定期航路として、寄港地、寄港順、実証実験の期間等を設定し、申請時に提出する「補助事業の実施に関する事業計画書」（以下、計画書という。）に記載する必要があります。本事業においては、計画書に記載された新規の国際航路の那覇港への初寄港日を「新規の国際航路の開設日」と定義しております。</p> <p>既存航路の再編の場合、再編に向けて寄港地が一部含まれていない段階、寄港順が異なる段階などが想定されますが、その段階の那覇港への寄港では「新規の国際航路の開設」とは認められません。</p> <p>申請の際は、計画書に記載された内容と一致する段階での那覇港への初寄港日を「新規の国際航路の開設日」とし、実証実験の期間等を設定してください。</p> <p>実際に支援の対象となるかや、具体的な支援内容等については、申請時の提出書類等を確認の上、個別に判断いたします。</p> <p>なお、那覇港管理組合内での審査等に要する期間を考慮し、事前にご連絡の上、予定する那覇港への初寄港日から1～2週間程度前には申請してください。</p>